

松本市上下水道局公告第 54 号

事後審査型一般競争入札の執行について

松本市上下水道局が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 7 月 27 日

松本市長 臥雲 義尚

1 入札対象工事

|         |  |
|---------|--|
| 工 事 名   | 令和 4 年度 公共下水道 北深志排水区 管渠更生その1工事   |
| 工 事 場 所 | 松本市 開智 2 丁目、北深志 1 丁目   |
| 工 事 概 要 | 管路施設工 $\Sigma L=548.0m$<br>管きょ更生工<br>内面被覆工 自立管(反転・形成工法)<br>管径 $\phi 250mm(16区間/16施工) L=533.9m$ |
| 工 期     | 契約日から令和 5 年 2 月 28 日まで   |

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 工 事 種 別 と 等 級 格 付 等 | 土木一式工事 格付 A~D 級(675点以上)【令和4年度格付】  |
| 建 設 業 許 可           | 土木一式工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。   |
| 配 置 技 術 者           | (1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者(施工する工法の技術認定証を有する者)を配置できること。<br>(2) 配置技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。                                 |
| 所 在 地 要 件           | 松本市内に本店を有していること。  |
| 施 工 実 績 要 件         | 不 要   |
| そ の 他 の 参 加 資 格 要 件 | (1) 松本市上下水道局建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱(平成 20 年 5 月 30 日)に規定する参加資格の条件を満たしていること。<br>(2) 公的審査証明機関等の審査証明を受けた管きょ内面被覆工法(反転・形成工法)の協会・団体に属し、当該工法による施工が可能であること。 |

### 3 入札の日程等

| 入札手続き等                | 期間・期日等  | 場所・留意事項等   |
|-----------------------|---|--|
| 入札参加申請受付              | 令和 4 年 7 月 27 日(水) から<br>令和 4 年 8 月 2 日(火) まで   | (1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第 1 号)」のみとする。<br>(2) 松本市上下水道局総務課へ持参又は期日までに郵送により提出すること。  |
| 設計図書等の閲覧等             | 令和 4 年 7 月 27 日(水) から<br>落札者決定の日まで  | 松本市のホームページ   |
| 設計図書等に関する<br>質 問 受 付  | 令和 4 年 8 月 3 日(水) から<br>令和 4 年 8 月 8 日(月) まで<br>(ただし最終日は、午後3時まで<br>に松本市上下水道局総務課へ到着した分までとする。)  | (1) 質問書様式は自由(質問内容がわかるように具体的に記載すること。)<br>(2) 質問等がある場合は、質問書の正本を松本市上下水道局総務課に持参又は郵送により提出すること。<br>(3) 質問等がない場合は、その旨を松本市上下水道局総務課にFAXにより通知すること。 |
| 回答の閲覧期間               | 令和 4 年 8 月 10 日(水) から<br>令和 4 年 8 月 19 日(金) まで  | 松本市上下水道局 1階掲示板(入口玄関)   |
| 入札日時・場所               | 令和 4 年 8 月 19 日(金)<br>午後 1 時 45 分から   | 松本市上下水道局 2 階 契約室   |
| 開札日時・場所               | 入札日時・場所に同じ  |  |
| 入札参加資格確認<br>申請書提出について | (1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第 2~5 号)」とする。<br>(2) 落札候補となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に松本市上下水道局総務課へ提出すること。なお、郵送等による提出は認めない。   |  |
| 落札者の決定等               | (1) 複数の入札案件について同一の者が落札候補者となった場合における落札者決定の順番は、原則として入札日時の順とする。ただし、不落、不調、中止による場合を除く。<br>(2) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から2日以内(閉庁日を除く。)に行う。<br>(3) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡する。<br>(4) 入札参加資格がないと認められたときは、落札候補者へ文書等により通知する。この場合、当該落札候補者の行った入札は無効とし、改めて変動型基準価格を算定し、落札候補者を決定する。<br>(5) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内(閉庁日を除く)にその理由について文書により説明を求めることができる。なお、文書は松本市上下水道局総務課に持参により提出することとし、回答は文書により行う。 |  |
| 入札結果の公表               | 落札者を決定した後、松本市上下水道局 総務課にて公表する。   |  |

(注意) 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例(平成元年条例第 31 号)第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

#### 4 入札事項等

|        |   |
|--------|---|
| 適用する制度 | 松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱(ただし、同要綱第5条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は失格とする。) |
| 入札保証金  | 免除<br>ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市上下水道局の契約に関する規程第5条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。         |
| 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の金銭的保証  |
| 前払金    | 適用あり  |
| 中間前払金  | 適用あり  |
| 部分払金   | 適用あり  |

#### 5 その他の事項

「松本市上下水道局建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱」、「松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱」及び「松本市上下水道局入札心得」に示すとおりとする。

#### 6 担当部課(問い合わせ先)

|       |  |
|-------|--|
| 公告の内容 | 松本市上下水道局 総務課 総務担当 (松本市大字島立1490番地2)<br>電話0263-48-6800 FAX0263-47-2137 |
| 工事の内容 | 松本市上下水道局 下水道課 管路担当<br>電話0263-48-6840                                 |